

学校・地域・家庭の連携と地方再生

出口 寿久
(北海道大学)

1. はじめに

子供たちが学校からの帰り道に野良猫をいじめる様子を見て近所のお年寄りが注意する姿をごく自然に見ることができたこの風景を懐かしく思うのは、私だけだろうか。

近所づきあいを避けることにより隣にだれが住んでいるかもわからない都会のマンション、発作で倒れたお年寄りを遠巻きに見るだけで誰も助け起こそうとしない新興住宅地、田舎でも起きてしまう独居老人の孤独死など挙げればきりが無い人間関係の希薄化が日本各地で静かに確実に進行している。

人は元来さびしがり屋の生き物だと考えるが、それを紛らわす「いろいろなもの」が今の時代にあふれかえっている。「いろいろなもの」は、テレビであり、ゲームであり、インターネットであり、言葉で表現しなくても相手をしてくれる退屈させない道具である。そんな道具に結果的にもて遊ばれていることに気が付かず、人は孤独を好むようになってきている。その結果、自分ひとりで生きていくと勘違いし、他人とかかわることを避け、ごく限られた世界で生活をしている人が多くなっているのである。

しかし、コンビニで買ったお弁当もオートメーション化が進んでいるとはいえ、誰かが米や野菜を作り、漁を行い、家畜を育てているからこそできあがっているものであり、多くの人の存在がその背景にあることは忘れてはいけ

ない。決して、一人で生きているわけではなく、多くの人の支えがあるからこそ、食事をして、生活をしているのである。

2011年に発生した東日本大震災では、避難所で助け合い生活する被災者の姿があった。同年、紀伊半島で大きな被害をもたらした台風12号災害でも隣近所に声を掛け、お年寄りと一緒に避難する姿があった。平時には、気がつかない、助け合い支えあうことの大事さを、有事の時だからこそ多くの人が実感したものと思われる。有事時に助け合う人と人との関係は、その時急に築けるわけではなく、平時からの近所づきあいが重要になってくるのである。

そんな気付きを多くの人にしてもらうためにはどうすればいいのだろうか。自治会、PTA、子ども会、青年団活動、婦人会をはじめとした地域の様々な交流活動は、その多くが衰退の一途をたどっている。せつかくある組織がその目的を失い、本来主体的である活動がやらされ感で仕方なく取り組むことによってその必要性を感じなくなってきている。行政からの仕掛けは前向きな自治体ではある程度行われているが、地域住民をその気にさせるのは至難の業である。しかし、子供を思う地域住民の思いは一つではないだろうか。それは、親だけでなく、明るく遊びまわる姿に目を細める近所のお年寄りや子育ての終わった実年と呼ばれる年代の人たちも、子供たちを「守り育てよう」という意識は共通のものがあると考ええる。

小・中学校に通う子供たちは、20年後・30年後それぞれの地域を支える人材である。その人材を「守り育てる」ことがそれぞれの地域の明日を創るのではないだろうか。

人口減少、少子高齢化が進む中、「地方創生」が国の重要課題として取り上げられている。「地方創生」のさまざまな施策について議論される中、教育にできることは何か。

本論では、2006年度から「公民館」の活性化、2007年度に「学校支援地域本部事業」の制度設計、2013年から「コミュニティ・スクール」の広報普及等と継続して文部科学省の「地域におけるコミュニティづくり」の施策に関わった筆者の視点から考える学校・地域・家庭の連携と地方再生の関係性、国民一人ひとりが認識すべき今後の方向性について検討する。

2. 学校・地域・家庭の連携の歴史

(1) 学社連携から学社融合へ

学校の教育は、ことの性格上、体系的であるが抽象的で、生活から遊離しやすい面がある。これに対して、社会教育の活動は実生活と結びついていて実践的なのが特色で、体験重視である。そこで、両者の特質を尊重しながら教育の効果を上げるために、それぞれを関係付ける努力が重ねられてきた。1950年代から1960年代にかけては、「総合的社会教育」や「学社両輪論」などが提唱されたが、いずれも社会教育側の発案で、学校教育側が反応しなかったので長続きを見ることはなかった。

教育界において連携が改めて注目されるようになったのは1971年の社会教育審議会、中央教育審議会の両答申からといわれている。学校教育への過大な期待に対する反省に立って、家庭教育・学校教育・社会教育の有機的な統合の必要性、すなわち学社連携の基本的な考え方が打ち出された。この時点では、家庭を含む学校外教育を子供の発達環境として重視する姿勢が提示されたにすぎなかったが、1981年の中央教育審議会答申及び1984～1987年の臨時教育審議会答申により、それはより具体的にかつ発展的に引き継がれていった。中央教育審議会答申『生涯教育について』は、学校教育の充実に重点を置きつつも、施設の相互利用と関係者の情報交換を、学社連携のかたちとして強調した。また、臨時教育審議会では、民間教育文化産業の伸張をふまえて拡張的に社会教育の概念をとらえたうえで、学校教育と社会教育が連携することの必要性を説いたといえる。当時の連携は、「学校教育と社会教育のいずれか一方が主体となって、他方がその活動に協力する」という考え方が主流で、余計な仕事としての双方の負担感が増し、かえって連携がスムーズに進まなかったという指摘もあるが、上記の答申に後押しされて、1980年代に、連携に向けて一歩踏み出したといえる。

学社連携を超克する「学社融合」という考え方が打ち出されたのは、1996年の生涯学習審議会答申『地域における生涯学習機会の充実方策について』である。同答申では、これまで「必要な連携・協力は必ずしも充分でなかっ

た」との反省に立って、「それぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこうという考え方であり、学社連携の最も進んだ形態」としての「学社融合」を提示した。単に学校と社会教育施設の相互利用だけでなく、学校で活動しやすい学習プログラム・教材の共同開発など、両者が協力して教育実践を作り上げることを推奨したのである。

近年、小中学校と公民館の連携による「通学合宿」や博物館の学芸員と教員の連携による環境教育など、同答申のいう「一歩進んで」を目指した実践が生まれている。「学校週5日制」や「総合的な学習の時間」の導入は、そうした傾向に拍車をかけるものであり、2001年には、「ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動」を学校と社会教育行政の双方が協力して推進することを明記した学校教育法・社会教育法の改正も行われた。また、社会教育法第3条では、社会教育・学校教育・家庭教育の間にも密接な関連があり、それらの連携・相互関係への配慮が重要であることも明記された。学社融合の考え方にもとづき、徐々に基盤が整備され、連携の質も変わってきたのである。

連携は、学校と社会教育施設の枠組みで始まったが、今日では、学校も、社会教育施設や社会教育団体との連携だけではなく、教育組織としては制度化の進んでいない集団（たとえば町内会、ボランティア団体、スポーツクラブ、趣味のサークルなど）とも連携を進め、融合としての教育を生みつつある。そして、社会教育（行政・関係機関）も連携という姿勢で、学校以外のセクターとの関係を構築し始めている。

(2) 開かれた学校づくりとしてのコミュニティ・スクールの推進

一方で、学校改革の一環として取り組まれているのが「開かれた学校」である。これは、施設・機能の開放や情報公開とともに、教育活動や学校運営を社会に開くという趣意である。教育活動を開くとは、体験活動の導入など学校教育の社会教育化とか、地域に出かけて教育を受けたり、地域の人材を学校に招いて教育を依頼する試みである。学校運営を開くとは、学校評議員制度や地域教育連絡会議などのように、学校運営に地域の知恵を参画させる

工夫である。

「開かれた学校」については、1987年の臨時教育審議会の第3次答申において、「従来の学校教育に偏っていた状況を改め、開かれた学校への転換を促進する」ことが提言された。また、1998年中央教育審議会答申では、「学校が保護者や地域住民の意向を把握し、反映するとともに、その協力を得て学校運営が行われるような仕組みを設けることが必要」としている。さらに、1999年の生涯学習審議会答申では、「『地域に根ざした学校』にするためには、学校をより開かれた存在にするとともに、地域住民による多様な学校支援ボランティア活動の充実が重要である」と提唱している。これらのことを受け、2000年に学校教育法施行規則の一部が改正され、「学校評議員制度」が施行された。さらには、「学校運営協議会制度」の導入の動きが始まった。

2000年12月、内閣総理大臣の下に置かれた教育改革国民会議からの報告において、多様な教育機会を提供するという発想から新しいタイプの学校として、「コミュニティ・スクール」の設置についての提言が初めて行われた。さらに2001年1月の文科省の21世紀教育新生プランにおいて、新しいタイプの学校の可能性や課題について検討することが決定された。

2002年3月の規制改革推進3カ年計画（改定）において、コミュニティ・スクール導入のための法整備に向けた実践研究の推進が閣議決定され、文科省は同年4月から「保護者や地域住民が運営に参画する新しいタイプの学校運営の在り方」について9校を指定し、3カ年の実践研究を行った。2003年3月の規制改革推進3カ年計画（再改定）では、コミュニティ・スクール導入に向けた制度整備が閣議決定され、同年5月、コミュニティ・スクールを含めた学校の管理運営の在り方について、文部科学大臣から中教審に諮問がなされた。2004年3月の中教審答申「今後の学校の管理運営の在り方について」において、学校運営の在り方の選択肢を拡大するための手段として、保護者や地域住民が一定の権限を持って運営に参画する新しいタイプの公立学校の制度化が提言された。この答申を踏まえ、第159回通常国会において、学校運営協議会の設置を可能とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案が審議され、同年6月に成立、同年9月に施行された。

「学校運営協議会制度」（コミュニティスクール）は、保護者や地域住民

が、合議制の機関である学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組むことをねらいとして制度化された。学校運営協議会の導入により、校長と保護者・地域住民等が共同して学校づくりを行うとともに、より公正で透明な学校運営を実現することなどにより、地域に開かれ信頼される学校づくりを進めることが期待された。学校運営協議会には、法律上以下の権限が与えられている。

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針（教育課程の編成等）の承認を行うこと
- ② 学校の運営に関して、教育委員会又は校長に意見を述べること
- ③ 教職員の任用に関して、任命権者（教育委員会）に意見を述べること

平成23年7月、「学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議」は、「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ」ことについてとりまとめた。このまとめでは、学校と地域の連携は教育施策の中心的な柱として推進されてきたが、今後、すべての学校が、小・中学校の連携・接続に留意しながら、地域の人々と目標（子供像）を共有し、地域の人々と一体となって子供たちをはぐくんでいく「地域とともにある学校」を目指すべきであるとした。この「地域とともにある学校」を実現していくためには、学校と地域の人々との間での目標の共有や地域の人々の学校運営への参画が必要となることから、関係者が当事者意識をもって「熟議」を重ね、「協働」して活動することやそれを上手く進めることができる校長の「マネジメント」とともに、教育委員会と教育長の明確なビジョンと行動が求められる。地域とともにある学校づくりの推進のために、各地域・学校の自発性と独自性を基本とした教育委員会・教育長の主導的役割に期待するとともに、国には各地域・学校での取組を後押しする運用上、制度上、財政上のあらゆる角度からの支援が必要であるとした。

2015年4月1日現在、コミュニティ・スクールとして指定を受けている学校は、前年度から470校増え、全国で2,389校となった。学校設置者別で見ると、5道県及び235市区町村がコミュニティ・スクールの指定を行っている。また、域内すべての小・中学校をコミュニティ・スクールに指定してい

る教育委員会は、前年度比24市町村増の79市区町村となり、取り組みは着実に広がっている。なお、コミュニティ・スクールに類似する取組は、この3年間で約2,000校増え、5,135校で行われており、コミュニティ・スクールの増加だけでなく、地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる場が増えている。

(3) 生涯学習理念の制定と学校・家庭・地域の連携の方向性

この流れの中で、2006年教育基本法が約60年ぶりに改正された。新しい教育基本法では、国民一人一人が豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の平和と発展に貢献できるよう、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めた。同時に、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなどについて規定されている。

今回の改正では、第3条に「生涯学習の理念」が新たに設けられ、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定された。「生涯学習の理念」が教育に関する基本的な理念として位置づけられたのである。これまで、「生涯学習」という言葉や理念等についての法的な根拠が位置付けられておらず、「生涯教育」や「社会教育」との言葉の混同をはじめとして、「生涯学習とは何か？」を理解できなかった人も多かったと思われる。この度の改正でその疑問は解消され、教育の柱と位置付けられたことは生涯学習・社会教育行政に大きな後押しになったと思われる。

また、第13条では「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が新たに設けられ、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」と規定された。学校、家庭、地域住民など社会を構成する全ての者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力を努めるべきとされたのである。

これらの条文の新設により、「学社連携」から「学社融合」へと取り組ん

できた施策の一つの方向性が明らかになったと思われる。

その実現を目指す施策が「学校支援地域本部事業」であり、「学校教育や社会教育で学んだ成果を学校支援ボランティア活動として生かすことにより自己実現を目指す」、「学校・家庭・地域住民が相互に協力し合うことにより子どもを守り育てる」、その体制づくりに取り組むこととなったのである。「学校支援地域本部事業」は、地域ぐるみで学校を支援し子供たちを育むことを目的に、2008年度から始まった文部科学省が支援・推進している事業で、2014年12月現在、全国で3,746本部（小学校6,244校、中学校2,814校）設置されている。それぞれの本部は、学校の規模や運営体制、学校と地域の連携の経緯、地域の様々な組織の有り様等を踏まえ、関係者間で協議を行い、実施体制を定めている。それぞれの学校の状況に応じて地域ぐるみで学校の教育活動の支援が行われることで、教員や地域の大人が子供と向き合う時間が増えるなど学校や地域の教育活動のさらなる充実が図られるとともに、地域住民が自らの学習成果を生かす場が広がり、地域の教育力が向上することが期待されている。

3. 国が進める地方創生

(1) 新しい公共づくり

「新しい公共」という言葉は、小渕内閣総理時代に官邸に設けられた21世紀日本の構想懇談会の報告書『日本のフロンティアは日本の中にある—自立と協治で築く新世紀—』中にある、「もとより、人は、一人の個人として尊厳を持つ存在である。しかし、天災や人災に対し安全は一人では確保できない。協力は不可欠である。そこに人の持つ社会性があり、公共心を発揮すべき根拠がある」ものとしていわゆる「個と公」の概念や「個の確立と新しい公の創出」の言葉とともに、中央教育審議会答申『青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策について』に示された「従来の「官」と「民」という二分法では捉えきれない新たな「公共」の表現が、言葉としての系譜の元と考えられる。

その後、教育基本法に関する2003年の中央教育審議会答申において、答申の冒頭「21世紀の教育が目指すもの」の中に「新しい「公共」を創造し、

21世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成」のタイトルで記されており、「一人一人が自らの主体的な意思により国や社会を形作るものであって、そのような精神や実際に行動していく態度を身に付けることが大切である」という趣旨となっている。この答申では「公共に主体的に参画する意識や態度」として表現されており、最終的に新しい教育基本法において「公共の精神」として表現されることになった。

「新しい公共」が、改めて見直されはじめたのは、民主党政権時代に、当時の鳩山首相の通常国会の施政方針演説に盛り込まれ、国家戦略の柱とされたことによる。その後、「新しい公共」円卓会議や「新しい公共」推進会議が設置され、新しい公共という考え方やそれを実現させる制度・政策の在り方などについて議論され、「官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」の推進について、「新しい公共」を支える多様な担い手が検討する場として」議論が行なわれた。

「新しい公共」は、地域住民が支えあい、活気のある社会を作っていくというものであり、多くの方々の協働の場を指している。何も新しいものをつくり出そうという考え方ではない。日本には、古くから地域の中で支えあう知恵や組織があったが、それが時代の変化に伴い、今の時代に合わなくなってきた。それを現代にふさわしい形でもう一度作り上げていく、人や地域のきずなを作り直していくというものである。

また、「新しい公共」では、これまで公共サービスが、行政が管理的に提供する立場、市民は提供される立場であったものを、市民も公共サービスの提供者となること、行政は市民に場を提供し、信頼し、権限を移譲することが求められている。いわゆる官民共同での公共サービスを模索することが必要となっている。一律で提供されてきた公共サービスを、ニーズのある地域住民が自ら活動することにより、よりふさわしいものとし、その活動を行政が裏方となって支える新しい形での公共サービスが取り組み始められている。官民協働で公共サービスを担うためには、それぞれの役割分担を改めて考え直すことが必要となっているわけである。

「新しい公共」づくりは、生涯学習そのものではないか、と考えることもできる。それは地域を支える活動が、地域や人のためだけにするモノではな

く、自分のためにするモノでなくてはならないからである。活動することによって、新しい発見があり、新しい出会いがあり、やりがいを感じて生きがいにつながり、自分の存在感を認識し、人に感謝することを覚え、地域の在り方について考えることにつながる。そうでなければ一過性のモノとして終わってしまうことが多いのではないだろうか。また、1人でできるモノでもない。地域を支え合うことは、目的を共有し、多くの人との協働によって、初めて成り立つモノである。そのためには、たくさんの人との会話が必要であり、共通理解が必要であり、共通の学びの場が必要である。

地域住民が自ら学び、支え合う力や知恵を持ち、学んだ成果を生かすことが「新しい公共」づくりにつながるのではないかと考える。

(2) 新しい公共の担い手による学校支援活動

学校支援地域本部事業において学校支援ボランティアとして関わっている地域住民は、基本的には無償ボランティアであることから、お金のためではなくいわゆる志で活動を行っている。これは、子供たちを守りたい、健全に育ててほしいという気持ちの表れである。また、活動することにより子供たちから元気ももらい、明日の生きる糧を得るのである。子供と地域住民がお互いに支えあっているものであり、これは「新しい公共」以外のなものでもない。

しかし、学校支援活動で築かれる子供たちとボランティア、先生とボランティア、ボランティア同士の関係は、本部事業の創設によって、大幅に拡大・充実されたが、実は新しくできたものではない。学校ができた明治の時代から、学校と地域は常に関わりあいながら、少なからず学校支援活動は行われてきたのであって、関わる人たちはボランティア活動とは意識せずに取り組んできたのである。そういう意味では「古くからあった公共」と言えるだろう。

学校支援ボランティアとして活動に関わる人たちは、少なからず学校や地域、ボランティア活動に関心があったはずで、その多くが学校支援活動のみを行っているわけではなく、日頃から自治会活動や地域団体活動、NPO活動等に関わっているものと思われる。この人たちは、いわゆる「新しい公共」の担い手であり、学校支援活動の充実を図るためには、様々な地域活動

に取り組む団体等との連携が重要になってくるのである。

(3) 政府で進める地方創生

2013年3月、国立社会保障・人口問題研究所は「日本の地域別将来推計人口」をまとめた。この推計は、将来の人口を都道府県別・市区町村別に求めることを目的としたもので、2010年の国勢調査を基に、2010年10月1日から2040年10月1日までの30年間（5年ごと）について、男女年齢（5歳）階級別の将来人口を推計した。このデータを基に有識者でつくる民間研究機関「日本創成会議」（座長・増田寛也）は、2014年5月、2040年までに全国の計896自治体で、20～39歳の女性が半減するとした独自の試算をまとめ、発表した。国立社会保障・人口問題研究所は地方から大都市への人口流出は2020年までに落ち着くと推計したが、同会議は大都市で医療・介護分野の求人が増えるため、現状のまま年間6万～8万人規模の流出が続くと仮定した。

その後7月、安倍総理は閣議後の閣僚懇談会において「地方の創生と人口減少の克服に向けた取り組みについて」述べ、政府としての「地方創生」についての取組の方向性を示した。

政府は、2014年9月人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置したのに続いて「まち・ひと・しごと創生本部基本方針」を定め、その後、11月21日に「まち・ひと・しごと創生法案」及び「地域再生法の一部を改正する法律案」の地方創生関連2法案が可決、成立、12月27日には、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（長期ビジョン）」及びこれを実現するため、今後5か年の目標や施策や基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）」がとりまとめられ、閣議決定された。

総合戦略においては、人口減少と地域経済縮小の悪循環というリスクを克服する観点から、東京一極集中を是正する、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、地域の特性に即して地域課題を解決するという基本的な視点の下、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立により、活力ある日本社会の維持を目指している。このため、「しごと」と「ひと」の好循環とし

て、次の目標に対応する施策を提示している。

- ① 2020年までの5年間で地方での若者雇用30万人分創出などにより、「地方における安定的な雇用を創出する」
- ② 現状、東京圏に10万人の転入超過があるのに対して、これを2020年までに均衡させるための地方移住や企業の地方立地の促進などにより、「地方への新しいひとの流れをつくる」
- ③ 若い世代の経済的安定や、「働き方改革」、結婚・妊娠・出産・子育てについての切れ目のない支援などにより、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

また、併せて、この好循環を支える「まち」の活性化として、

- ④ 中山間地域等、地方都市、大都市圏各々の地域の特性に応じた地域づくりなどにより、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」

も進めることとしている。

いつの時代も日本を変えてきたのは「地方」であり、地方創生においても、地方が自ら考え、責任をもって戦略を推進する観点から、地方公共団体において、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案して、地域の特性を踏まえた「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定することとなっている。

こうした地方の取組に対して、国は、地域経済分析システム（いわゆるビッグデータの活用）を開発・提供することによる「情報支援」、小規模市町村へ国家公務員を派遣する地方創生人材支援制度や相談窓口となる地方創生コンシェルジュの選任による「人的支援」、地方創生の先行的な取組を支援する新しい交付金措置を盛り込んだ緊急経済対策や地方財政措置などの「財政的支援」により、地方公共団体を支援することとしている。

(4) 文部科学省が進める「学校を核とした地域の活性化」

人口減少を克服し、地方創生を成し遂げていくことが課題となる中、教育は地域社会を動かすエンジンとなる若者を育てていくことが急務となっている。明治時代に始まった学校は、「地域が最もまとまりやすい単位が小学校区であった」と言われるように当時から地域コミュニティの拠点であった。だからこそ学校は「子供たちの学びの場」のみならず今の時代でも「地域コ

コミュニティの核となる場」としての役割が求められている。子供たちは地域によって育てられ、地域は子供たちによって支えられることから、地域への愛着・誇りを育み、地域の未来を切り拓く人材の育成を行うことが地域を救うこととなる。このため、文部科学省では、学校を核とした地域力強化のための仕組みづくりを推進するとともに、地域の活性化につながる多様な取組を展開することにより、まち全体で地域の将来を担う子供たちの育成及びコミュニティの活性化を図る「学校を核とした地域力強化プラン」に取り組むこととし、平成27年度予算に必要経費を盛り込んでいる。

このプランにおいては、コミュニティ・スクールについて、未導入地域への支援の拡充や学校支援等の取組との一体的な推進等により、一層の拡大・充実に図る「コミュニティ・スクール導入等促進事業」、学校を核とした地域の魅力を創造する取組として、地域が提案する創意工夫ある独自で多様な取組を支援する「地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業」のほか、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」、「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」、「健全育成のための体験活動推進事業」、「地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業」の各事業を計上し、都道府県や市区町村に対して実施を呼びかけている。

4. 地方創生にできる教育の役割

(1) 学校支援地域本部事業や小・中学校のコミュニティ・スクール化を受けての高校・大学等の教育の方向性

学校支援地域本部事業やコミュニティ・スクールの導入により小学生の時から地域住民の支援を受けた中学生が次に進むのは、高校・高等専門学校であり、その先には大学・専修学校などがある。

小・中学校の9年間にわたり、地域住民や保護者の愛情や支援を受けた子供たちは地域への愛着や興味・関心を持って進学することになる。これをさらに高校や大学等において発展させることが将来の地域を担う人材育成に寄与することは間違いなく、地方創生が叫ばれている今日、持続可能な地域づくりにつながるものと思われる。

高校や大学等は、直接社会人を輩出する場であることから、社会が求める人材を育てることが大きな役割であると認識する必要がある。このため、高校や大学は、地域社会や地元企業、産業界などが求める人物像や業種、専門的知識などを把握し、その育成に必要な教育とは何かを考え、高校・大学等の改革に取り組むことが必要である。特に少子化に伴い、全国各地で高校の統廃合が進む中、廃校になることによるその地域への影響を分析し、今一度地域にとっての高校の存在意義を地元自治体とともに協議することにより地域に必要な人物像を共有し、その人材育成に必要な教育を明らかにする必要があるものと思われる。

(2) 地方創生とコミュニティ・スクール

前述の「まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）」においては、今後の施策の方向として示されている政策パッケージでは5項目があげられ、各府省庁は各種の施策を提案し、地方創生の支援を行うこととしている。

これらの施策をおしなべて見の中で地域において教育によってできることは何かと改めて考えてみると、それぞれの地域の創生を担う若者を育てることではないかと思われる。企業誘致を行い、Iターンを促進し、大都市から地方への人の流れをつくるに当たっても、それぞれの地域の活性化に取り組むには核となる人材が必要であり、その役目を担えるのはその地域で生まれ育った若者ではないだろうか。

東京一極集中に見られるように地方で生まれ育った若者が大学等の進学のために上京し、そのまま東京に残って就職するケースが多く、地方の人口減少につながっている。

「若者がなぜふるさとにもどらないか？」の問いに対して多くの人が「田舎には勤める場所がない。」と答える。サラリーマンとして働く場所がないというのである。しかし地方で生活をするための仕事はサラリーマンだけであろうか。地方には大事な一次産業があり、また多くの人の努力によって栄えた地場産業もあり、起業して懸命に生きている人もいる。若者が職業を選ぶ時の判断材料は、まず自らが見たこと、聞いたこと、体験したことだと思われる。そう仮定すると、子供たちがそれぞれの地域でやりがいを持って前向きに取り組んでいる人と関わることによりその職業に就いてみたいと思

い、地域を愛している人の思いを聞くことによりその地域が好きになるのではないだろうか。そのような場をどう作っていくかがふるさとに戻る若者を育てることになるのではと考える。

こうした教育が学校・教員だけでできるだろうか。様々な経験のある地域住民の協力を得て、小中学校で「総合的な学習の時間」等において直接語りかける場をどうつくっていくかがポイントになると思われる。

小・中学校に通う子供たちは20年後、30年後のそれぞれの地域を担ってほしい存在である。その子供たちの教育がこれまで学校任せだったのではないだろうか。学校の責任者はもちろん校長である。それぞれの子供たちの教育は担任に任せられている。しかし、校長も担任の教員もいつかは異動や退職で学校から地域からいなくなる存在である。子供たちがどう育つかで直接影響を受けるのは、そこに暮らす地域住民なのである。だからこそ、地域住民がこのような子供に育てて欲しい、地域文化をしっかりと教えて欲しいという意見を学校に述べてもいいのではないだろうか。いや、きちんと言うべきではないだろうか。言うに当たっては、誰彼なく無責任に発言するのではなく、責任ある立場の人が責任ある発言をする。発言した限りは、学校に関わり続ける、支援し続ける、そんな取り組みを継続的に実施できるのがコミュニティ・スクールではないかと思う。

学校の教職員と地域住民が目標（子供像）を共有し、それぞれの役割分担を行い、協力し合い、子供たちを守り育てる、そんな取り組みが持続可能な地域づくり、地方創生につながるものと思われる。

5. おわりに

現在、各都道府県、市区町村において地方創生の「総合戦略」策定の作業が進められており、2016年春にはその全貌が明らかになる。また、国からの交付金を活用したさまざまな取組がスタートするであろう。果たして、その内容や取組は、これまで各自治体で取り組まれてきた振興基本計画や施策と異なり、斬新なものとなっているのであろうか。

地方創生を進める上で、主役にならないといけないのは地域住民である

が、その前提にあるのは住民一人ひとりが持続可能な地域づくりが必要だと言ふ認識を持つことであろう。そのためには気付きの場を設けることが必要となってくる。また、認識を持った人たちが、参画できる活動プログラムを企画・実施するとともに活動団体間の調整も必要となってくる。これこそが自治体職員の大事な役割だと考える。

地方創生に取り組むに当たって、最も重要なことは自治体職員が30年後の姿を想像でき、持続可能な地域づくりを進めるためには待ったなしの状態であることを認識しなければならない。

戦後間もなく、「寺中構想」によって全国各地で生まれた公民館は、敗戦によって荒れた地域の復興の中核的な施設として位置づけられ、多くの住民の心の拠り所であった。様々な地域活動が公民館を中心に展開されたのである。そのコーディネーター役が公民館職員であり、社会教育主事であった。その後、時代の流れとともに公民館は、地域住民との関わりが薄くなる施設が多くなり、その存在意義を問われ、今日ではコミュニティセンター化や指定管理への移行など、行財政改革の波に呑み込まれるケースも増えている。

これまで述べてきた「地方創生」を進めるためには、時代は違うにしろ、今また当時と同じように地域住民が一丸となって持続可能な地域づくりに取り組むことが求められており、地域住民が集い、地域課題を議論する場が必要になってくる。市町村合併が進められた現在、改めて公民館にその役割を期待してはどうだろうか。社会教育主事や公民館職員がそのコーディネーター役を買って出てはどうだろうか。

全国の公民館における職員研修の実施率は、56.6%（2011年度社会教育調査）となっている。約半数の公民館でまったく研修の機会が設けられていないのである。これを都道府県別に見ると鳥取県が94.2%と最も高くなっている一方で最も低い北海道では13.1%にとどまるなど大きな差があり、公民館運営の基礎となる職員研修が十分行われているとは言えず、公民館の役割そのものが問われる要因の一つではないかと思われる。

戦後の復興が公民館を中心に行われたことを踏まえ、今後地方創生を進めるに当たって、改めて公民館を核として社会教育がその役割を担うべきであり、今改めて社会教育の有り様を問われているような気がしてならない。

(引用文献等)

出口寿久「学校と地域のこれからの協働の在り方についての実践研究～学校支援ボランティア活動と地域づくり～」(佛教大学修士論文, 2013年)

出口寿久「コミュニティ・スクールの政策動向」(エイデル研究所, 季刊教育法181号, 2014年)

出口寿久「地域の力で学校改革—コミュニティ・スクールの推進—」(教育新社, SYNAPSE2014年9月～2015年3月号)

鈴木真理・清國祐二編著「社会教育の基礎」(学文社, 2008年)

伊藤俊夫編「学社融合～子どもたちを地域ぐるみで育てる」(財団法人全日本社会教育連合会, 2000年)

鈴木真理・佐々木英和編著「社会教育と学校」(学文社, 2003年)

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(閣議決定, 2014年12月27日)

「地方から日本を創生する「長期ビジョン」, 「総合戦略」の閣議決定を受けて」(石破茂地方創生担当大臣コメント, 2014年12月27日)